

第1回城里町空家等対策協議会を開催しました

1. 空家等対策協議会とは

空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、空家等に関する対策についての計画を定めるための協議会です。

3月28日に第1回協議会を開催し、町長のほか、地域住民、不動産・建築等に関する学識経験者によって構成されています。協議する主な内容としては、空家等対策計画の策定及び計画の実施等に関して必要な事項です。



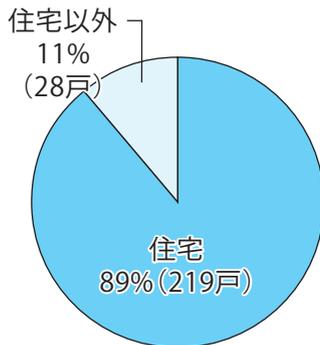
2. アンケート

空家総数 247戸

町内の空家状況を調査するため、町内自治会長を対象にアンケートを昨年11月から12月の期間で実施いたしました。

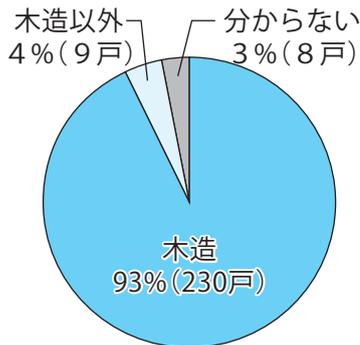
自治会長、区長の皆様にはご協力を賜り、誠にありがとうございました。お寄せいただいたご意見等を以下に示します。

建物の用途



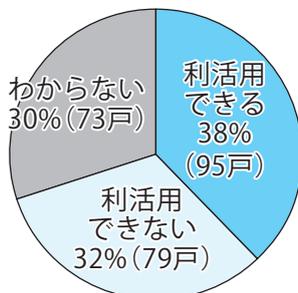
- ・空家は周辺住民の不安材料である。
- ・空家に良いイメージがない。

建物の構造



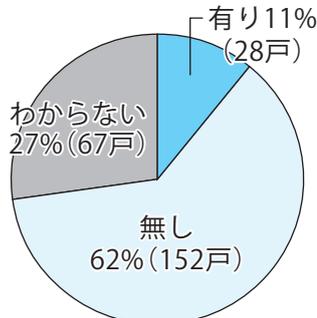
- ・築年数がかなり経過しているものがある。
- ・一部壊れている空家もある。

空家の現況



- ・土地も家も荒れ果てた状態。
- ・火災時に延焼する可能性がある。

危険性



- ・景観上、衛生上気になる。
- ・事故が発生する可能性があるため、町に手立てを検討してほしい。

3. 空家等対策の実施に向けて

お寄せいただいたご意見等を基に、協議会では空家等対策計画の基本的な考え方を以下のように決定しました。

■空家化の予防（所有者への啓発）

- ・住民への啓発活動
- ・空家等に関する相談体制の確立

■空家(中古住宅)の市場流通・活用促進

- ・空家バンクの構築
- ・リフォーム、リノベーション情報の提供

■管理不全な空家の防止・解消

- ・適正な管理を促す周知広報
- ・空家等管理の仕組みづくり

今後、協議会では「空家等対策計画（素案）の策定」及び「空家バンクの整備」を行う予定です。



問合せ 空家等対策協議会について まちづくり戦略課 ☎029-288-3111（内線227）
アンケートについて 都市建設課 ☎029-288-3111（内線278）